

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年9月25日（平成30年（行情）諮問第417号）

答申日：平成31年1月21日（平成30年度（行情）答申第388号）

事件名：発達障害者支援センター設置に係る都道府県等との協議文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「発達障害者支援センター設置に係る都道府県等との協議文書（直近年度）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成30年6月22日付け厚生労働省発障0622第15号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を管理している。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

（1）本件審査請求人は、平成30年4月25日付けで処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

（2）これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年6月26日付け（同月27日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 3 理由

（1）本件審査請求に係る開示請求は「発達障害者支援センター設置に係る都道府県等との協議文書」の開示を求めるものである。

発達障害者支援センターの実施主体は、都道府県又は指定都市となっ

ており、発達障害者支援センターを設置する際、国への報告や協議は不要であり、これを保有していない。以上の点から、不開示とした原処分は、妥当であると考える。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「開示請求に係る行政文書を管理している。」として原処分の取消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記(1)のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |               |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年9月25日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年12月20日   | 審議            |
| ④ | 平成31年1月17日 | 審議            |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象文書の保有の有無について、理由説明書(上記第3の3(1))において、以下のとおり説明する。

発達障害者支援センターの実施主体は、都道府県又は指定都市となっており、発達障害者支援センターを設置する際、国への報告や協議は不要であり、これを保有していない。以上の点から、不開示とした原処分は、妥当であると考える。

(2) 以下、検討する。

発達障害者支援法(以下「支援法」という。)14条1項において「都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他政令で定める法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者(以下「発達障害者支援センター」という。)に行わせ、又は自ら行うことができる。」と定められており、また、支援法25条において「この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19

第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）においては，政令で定めるところにより，指定都市が処理するものとする。」と定められ，地方自治法施行令174条の36第1項の規定により，都道府県が処理することとされている支援法14条1項に基づく発達障害者支援センターの指定等は指定都市が処理することとされており，発達障害者支援センターの指定は都道府県知事又は指定都市の長の権限で行うことができることとされていることから，本件対象文書を保有していないとする上記（1）の諮問庁の説明に不自然，不合理な点は認められず，これを覆すに足る事情も認められない。

したがって，厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 付言

本件不開示決定通知書には，不開示とした理由について，「保有していない」旨記載されているところ，一般に，文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては，単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず，対象文書を作成又は取得していないのか，あるいは作成又は取得した後に，廃棄したのかなど，なぜ当該文書が存在しないかについても理由として示すことが求められる。

したがって，原処分における理由の提示は，行政手続法8条1項の趣旨に照らし，適切さを欠くものであり，処分庁においては，今後の対応において，上記の点について留意すべきである。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

（第3部会）

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子